

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	相模原市 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給及び指定難病要支援者証明事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

相模原市は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給及び指定難病要支援者証明事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

相模原市長

公表日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給及び指定難病要支援者証明事業に関する事務
事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、難病患者に対し、当該難病に係る医療等に要した費用の助成(特定医療費の支給)を行うための認定審査を実施する。 ・難病法に基づき、特定医療費の支給認定を受けた難病患者に対し、特定医療費を支給するとともに、当該支給情報を管理する。 ・特定個人情報ファイルは難病法の規定に従い、特定医療費の支給認定審査の際の、在住要件の確認、患者の負担上限月額の設定及び支給情報の管理に使用する。 ・情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報、中国残留邦人等支援給付情報、国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報及び医療保険給付関係情報)を取得する。 ・健康保険法施行規則その他医療保険に関する法令の規定に基づき、保険者に対し、個人番号を付して対象者のデータを提供する。 ・難病法に基づき、指定難病の患者に対し、指定難病にかかっている事実等を証明する登録者証を交付するとともに、当該交付情報を管理する。
システムの名称	指定難病特定医療費管理等システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療費(指定難病)医療受給者ファイル 登録者証交付者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び第3項並びに別表第1の98の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第71条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)第4条第1項及び別表第2第1項の表28の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第二の120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第59条の3 【情報提供】 番号法第19条並びに別表第二の10、14、26、55、56の2、79、87、108の項 別表第二省令第9条、第11条、第19条、第29条、第30条、第42条、第44条、第55条
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	健康福祉局保健衛生部疾病対策課 市長公室DX推進課 健康福祉局保健衛生部中央保健センター
所属長の役職名	疾病対策課長 DX推進課長 中央保健センター所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	相模原市 行政資料コーナー 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 電話番号042-769-8331
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	相模原市健康福祉局保健衛生部疾病対策課 〒252-5277 神奈川県相模原市中央区富士見6-1-1 電話042-769-8324

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		< 選択肢 > 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	< 選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月4日	特記事項	本評価書は、神奈川県から事務が移譲される平成30年4月からの事務について記載する。	≪削除≫	事前	重要な変更にあたらない。 (特記事項の変更のため)
平成30年4月4日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び第3項並びに別表第1の97の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第71条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び第3項並びに別表第1の97の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第71条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年相模原市条例第41号)第4条第1項及び別表第2第1項の表28の項	事前	重要な変更にあたらない。 (大都市特例による事務移譲に伴い、根拠規定を追加したため)
平成30年4月4日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条	番号法第19条第7号	事後	重要な変更にあたらない。 (法令の形式的な変更のため)
平成30年4月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	情報政策課長 井上 隆	情報政策課長 二瓶 行	事後	重要な変更にあたらない。 (人事異動による変更のため)
平成30年4月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
平成30年4月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年3月31日時点	平成30年3月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月4日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	疾病対策課長 内田 宏 情報政策課長 二瓶 行 中央保健センター所長 上野 世津子 緑子育て支援センター所長 秋本 伸幸	疾病対策課長 情報政策課長 中央保健センター所長 緑子育て支援センター所長	事前	重要な変更には当たらない。 (様式変更に伴う修正)
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事前	重要な変更には当たらない。 (時点修正のため)
平成31年4月4日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月1日時点	平成31年3月1日時点	事前	重要な変更には当たらない。 (時点修正のため)
平成31年4月4日	IV リスク対策		基礎項目評価書の記載のとおり	事前	重要な変更には当たらない。 (様式変更に伴う追記)
令和2年4月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	・情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報及び中国残留邦人等支援給付情報)を取得する。	・情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報、中国残留邦人等支援給付情報、国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報及び医療保険給付関係情報)を取得する。	事後	重要な変更には当たらない。 (法改正に伴う追記)
令和2年4月3日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第1の97の項	別表第1の98の項	事後	重要な変更には当たらない。 (法令の形式的な変更のため)
令和2年4月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二の119の項	別表第二の120の項	事後	重要な変更には当たらない。 (法令の形式的な変更のため)
令和2年4月3日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局保健所疾病対策課 企画財政局企画部情報政策課 健康福祉局保健所中央保健センター	健康福祉局保健衛生部疾病対策課 総務局情報政策課 健康福祉局保健衛生部中央保健センター	事後	重要な変更には当たらない。 (組織改編に伴う名称変更)
令和2年4月3日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	相模原市健康福祉局保健所疾病対策課	相模原市健康福祉局保健衛生部疾病対策課	事後	重要な変更には当たらない。 (組織改編に伴う名称変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月3日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和2年4月3日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和3年4月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局保健衛生部疾病対策課 総務局情報政策課 健康福祉局保健衛生部中央保健センター こども・若者未来局緑子育て支援センター	健康福祉局保健衛生部疾病対策課 市長公室総合政策部DX推進課 健康福祉局保健衛生部中央保健センター こども・若者未来局緑子育て支援センター	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編に伴う名称変更)
令和3年4月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	疾病対策課長 情報政策課長 中央保健センター所長 緑子育て支援センター所長	疾病対策課長 DX推進課長 中央保健センター所長 緑子育て支援センター所長	事後	重要な変更にあたらない。 (組織改編に伴う名称変更)
令和3年4月16日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和3年4月16日	Ⅱ しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年3月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
令和4年4月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第7号及び別表第二の120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第59条の3 【情報提供】 番号法第19条並びに別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 別表第二省令第19条、第30条及び第44条	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第二の120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第59条の3 【情報提供】 番号法第19条並びに別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 別表第二省令第19条、第30条及び第44条	事後	重要な変更にあたらない。 (番号法改正による号の繰り下げに伴う修正のため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局保健衛生部疾病対策課 市長公室総合政策部DX推進課 健康福祉局保健衛生部中央保健センター こども・若者未来局緑子育て支援センター	健康福祉局保健衛生部疾病対策課 市長公室DX推進課 健康福祉局保健衛生部中央保健センター こども・若者未来局緑子育て支援センター	事後	重要な変更当たらない。 (組織改編に伴う名称変更)
令和4年4月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は几人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	重要な変更当たらない。 (しきい値判断結果が変更にならないため)
令和4年4月26日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	重要な変更当たらない。 (時点修正のため)
令和4年4月26日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年3月1日時点	事後	重要な変更当たらない。 (時点修正のため)
令和5年5月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉局保健衛生部疾病対策課 市長公室DX推進課 健康福祉局保健衛生部中央保健センター こども・若者未来局緑子育て支援センター	健康福祉局保健衛生部疾病対策課 市長公室DX推進課 健康福祉局保健衛生部中央保健センター	事後	重要な変更当たらない。 (取扱いの無い部署の削除)
令和5年5月12日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	疾病対策課長 DX推進課長 中央保健センター所長 緑子育て支援センター所長	疾病対策課長 DX推進課長 中央保健センター所長	事後	重要な変更当たらない。 (取扱いの無い部署の削除)
令和5年5月12日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更当たらない。 (時点修正のため)
令和5年5月12日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年3月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	重要な変更当たらない。 (時点修正のため)
	評価書名	相模原市 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務基礎項目評価書	相模原市 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給及び指定難病要支援者証明事業に関する事務基礎項目評価書	事後	重要な変更当たらない。 (事業名の追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣誓	相模原市は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	相模原市は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給及び指定難病要支援者証明事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な変更には当たらない。 (事業名の追加)
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給及び指定難病要支援者証明事業に関する事務	事後	重要な変更には当たらない。 (事業名の追加)
	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、難病患者に対し、当該難病に係る医療等に要した費用の助成(特定医療費の支給)を行うための認定審査を実施する。 ・難病法に基づき、特定医療費の支給認定を受けた難病患者に対し、特定医療費を支給するとともに、当該支給情報を管理する。 ・特定個人情報ファイルは難病法の規定に従い、特定医療費の支給認定審査の際の、在住要件の確認、患者の負担上限月額の算定及び支給情報の管理に使用する。 ・情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報、中国残留邦人等支援給付情報、国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報及び医療保険給付関係情報)を取得する。 ・健康保険法施行規則その他医療保険に関する法令の規定に基づき、保険者に対し、個人番号を付して対象者のデータを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「難病法」という。)に基づき、難病患者に対し、当該難病に係る医療等に要した費用の助成(特定医療費の支給)を行うための認定審査を実施する。 ・難病法に基づき、特定医療費の支給認定を受けた難病患者に対し、特定医療費を支給するとともに、当該支給情報を管理する。 ・特定個人情報ファイルは難病法の規定に従い、特定医療費の支給認定審査の際の、在住要件の確認、患者の負担上限月額の算定及び支給情報の管理に使用する。 ・情報提供ネットワークシステムから申請書類に係る情報の一部(地方税関係情報、生活保護情報、中国残留邦人等支援給付情報、国民年金法その他の法令による給付の支給に関する情報及び医療保険給付関係情報)を取得する。 ・健康保険法施行規則その他医療保険に関する法令の規定に基づき、保険者に対し、個人番号を付して対象者のデータを提供する。 ・難病法に基づき、指定難病の患者に対し、指定難病にかかっている事実等を証明する登録者証を交付するとともに、当該交付情報を管理する。 	事後	重要な変更には当たらない。 (事業の追加による)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	特定医療費(指定難病)医療受給者ファイル	特定医療費(指定難病)医療受給者ファイル 登録者証交付者ファイル	事後	重要な変更にあたらない。 (事業の追加による)
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第二の120の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第59条の3 【情報提供】 番号法第19条並びに別表第二の26の項、56の2の項及び87の項 別表第二省令第19条、第30条及び第44条	【情報照会】 番号法第19条第8号及び別表第二の120の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二省令」という。)第59条の3 【情報提供】 番号法第19条並びに別表第二の10の項、14の項、26の項、55の項、56の2の項、79の項、87の項及び108の項 別表第二省令第9条、第11条、第19条、第29条、第30条、第42条、第44条及び第55条	事後	重要な変更にあたらない。 (事業の追加による)
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	重要な変更にあたらない。 (時点修正のため)